

**割引率
拡大！**
**団体割引
20%
off！**
ニチイグループ従業員の皆さまへ

ニチイの自転車保険の ご案内

（自転車総合保険）

示談交渉サービス付！
 （日本国内のみ）

新規及び既加入者の皆さまへ ※必ずお読みください

既加入者の皆さま

■継続加入する場合・・・

「加入依頼書兼契約内容確認書」と「預金口座振替依頼書」を加入者住所へ送付します。契約内容を確認のうえ、**預金口座振替依頼書のみ**必要事項を記入のうえ、**8月20日までに**下記提出先へ郵送ください。

保険料引去日：令和3年11月29日（一時払保険料3,000円が引き落としされます。）

なお、継続加入される場合は、「加入依頼書兼契約内容確認書」のご提出は不要です。前年に「預金口座振替依頼書」を提出された方は、「預金口座振替依頼書」を送付しません（登録済みの為提出不要です）。

■継続加入しない場合・・・

加入者住所へ送付する「加入依頼書兼契約内容確認書」に、【継続を希望しない場合】欄に署名のうえ、8月20日までに下記提出先へ郵送またはFAXください。

新規加入の皆さま

■加入手続きについて

加入依頼書に必要事項を記入のうえ下記提出先へ送付し、保険料を8月20日までに、(株)ニチイ学館指定口座（3ページ参照）へ振り込むと手続きは完了です。

■契約概要と注意喚起情報等について

「この保険のあらまし（契約概要のご説明）」「補償内容」「注意喚起情報」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ず確認ください。

〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9

■提出先 (株)ニチイホールディングス総務部総務課保険担当（照会先：03-3291-5899 FAX：03-3291-6886）

保険契約者 株式会社 ニチイホールディングス

加入対象者 ニチイグループ従業員の皆さま

保険期間 令和 3年 9月 1日 午後4時から
令和 4年 9月 1日 午後4時までの1年間

被保険者 従業員さまご本人

年間保険料 3,000円（一時払のみ）

ご加入方法 ニチイグループ損害保険代理店サイト (<http://www.nichiigakkan-ins.com>) より、加入依頼書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送にて本社総務部総務課保険担当へご送付ください。保険料は指定の口座へお振込みください。（詳細は3ページ参照）

申込締切日 令和 3年 8月 20日まで（お早めに申込みください）
上記お申込期間が過ぎましたら、ニチイホールディングス総務部総務課保険担当までお問い合わせください。



自転車による高額な賠償事故に対応する自転車保険への加入を義務付ける動きが全国で広がっています。この機会にぜひご加入ください。

地方公共団体の条例の制定状況(令和3年4月1日現在)

条例の種類	都道府県	政令市
義務化	18ヶ所 宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、大分県、鹿児島県	9ヶ所 仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、福岡市
努力義務	10ヶ所 北海道、茨城県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県	1ヶ所 北九州市

一時払保険料 3,000円

一日あたり約9円

自転車運転中におきたご本人のケガや家族の賠償
事故を補償します



保険料・保険金額

保険期間1年 団体割引20%

補償内容	Aプラン
死亡・後遺障害保険金額	800万円
入院保険金日額	10,000円
通院保険金日額	1,100円
賠償責任保険金額	1億円
一時払保険料	3,000円

自転車による事故では、被害者になることもあれば、加害者となることもあります。
もし加害者となり損害賠償責任が生じた場合は、損害額が数千万円と高額になる場合があります。

事故例	事故の状況	おケガの内容	
傷害事故	脇見運転の対向自転車とすれ違う際、ハンドルが接触し転倒	左指挫創	入院9日
	横断歩道を走行中、左折してきた自動車にまき込まれ転倒	両手打撲	通院12日
	停車中の車の横を走り抜ける際、急にドアが開き接触転倒	右手骨折	通院47日
	走行中、前輪にゴミがひっかかり、急ブレーキ状態で転倒	左手首骨折他	通院20日
	砂利道でスリップして転倒	頭部外傷他	通院12日
賠償事故	走行中、前を歩いていた第三者に衝突、負傷させた	9,521万円 (神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)	

※ 実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

保険金が支払われるのはこんな事故のとき

自転車事故による傷害や賠償事故について 24時間（通勤中かどうかを問わず）補償！！

傷害事故の場合

日本国内において、被保険者の方（保険の対象となる方：従業員本人）が次のような事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

1. 自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
2. 運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ



賠償事故の場合

日本国内において、被保険者の方※¹が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、または電車等の運行不能※²について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

※1. なお、被保険者とは次の①から⑥の方をいいます。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者 および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

示談交渉サービス付！
（日本国内のみ）



※2 線路内に立ち入るなど、直接的な損害（電車の損傷など）がなく、間接的な被害（電車の運休・遅延に伴う振替輸送費用など）のみが生じた場合も、保険金支払いの対象となります。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を次のページに記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。													
保険契約者	株式会社 ニチイホールディングス													
保険期間	令和3年9月1日午後4時から令和4年9月1日午後4時まで1年間となります。													
申込締切日	令和3年8月20日													
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。													
加入対象者	ニチイホールディングス、ニチイ学館及びニチイ学館関連会社の従業員													
被保険者	ニチイホールディングス、ニチイ学館及びニチイ学館関連会社の従業員 傷害補償は、被保険者本人のみが保険の対象となります。 賠償責任補償の被保険者は、次の方をいいます。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。													
お支払方法	<table><tr><th colspan="2">ご加入対象者</th><th>お手続き方法</th></tr><tr><td colspan="2">新規加入者の皆さま</td><td>8月20日までに下記口座へお払込みください。 期日までにお払込みがない場合、保険期間が開始されても、お払込み完了までは、補償されなくなりますのでご注意ください。 【お払込先口座】 きらぼし銀行 神田中央支店 普通預金 口座番号5036050 (株)ニチイホールディングス 【お振込人名義】 加入依頼者(社員番号を追加入力してください。) ※社員番号のご入力がない場合、お手続きができない場合がございます。(例:ニチイ タウ***456***)</td></tr><tr><td colspan="2">既加入者の皆さま</td><td>本社総務部総務課保険担当よりお送りする「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ8月20日までに郵送にて本社総務部総務課保険担当宛 (〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご送付ください。 令和3年11月29日にご指定の口座より保険料が引き落としされます。</td></tr></table>			ご加入対象者		お手続き方法	新規加入者の皆さま		8月20日までに下記口座へお払込みください。 期日までにお払込みがない場合、保険期間が開始されても、お払込み完了までは、補償されなくなりますのでご注意ください。 【お払込先口座】 きらぼし銀行 神田中央支店 普通預金 口座番号5036050 (株)ニチイホールディングス 【お振込人名義】 加入依頼者(社員番号を追加入力してください。) ※社員番号のご入力がない場合、お手続きができない場合がございます。(例:ニチイ タウ***456***)	既加入者の皆さま		本社総務部総務課保険担当よりお送りする「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ8月20日までに郵送にて本社総務部総務課保険担当宛 (〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご送付ください。 令和3年11月29日にご指定の口座より保険料が引き落としされます。		
ご加入対象者		お手続き方法												
新規加入者の皆さま		8月20日までに下記口座へお払込みください。 期日までにお払込みがない場合、保険期間が開始されても、お払込み完了までは、補償されなくなりますのでご注意ください。 【お払込先口座】 きらぼし銀行 神田中央支店 普通預金 口座番号5036050 (株)ニチイホールディングス 【お振込人名義】 加入依頼者(社員番号を追加入力してください。) ※社員番号のご入力がない場合、お手続きができない場合がございます。(例:ニチイ タウ***456***)												
既加入者の皆さま		本社総務部総務課保険担当よりお送りする「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ8月20日までに郵送にて本社総務部総務課保険担当宛 (〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご送付ください。 令和3年11月29日にご指定の口座より保険料が引き落としされます。												
お手続き方法	<table><tr><th colspan="2">ご加入対象者</th><th>お手続き方法</th></tr><tr><td colspan="2">新規加入者の皆さま</td><td>ニチイグループ損害保険代理店サイト(http://www.nichiigakkan-ins.com)より「加入依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、8月20日までに郵送にて本社総務部総務課保険担当 (〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご送付ください。</td></tr><tr><td rowspan="2">既加入者の皆さま</td><td>継続加入を行う場合</td><td>「自転車総合保険加入依頼書 兼 契約内容確認書」のご提出は不要です。</td></tr><tr><td>継続加入を行わない場合</td><td>「加入依頼書兼契約内容確認書」に、【継続を希望しない場合】欄に署名のうえ、8月20日までにFAXまたは郵送にて本社総務部総務課保険担当(〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご連絡ください。</td></tr></table>			ご加入対象者		お手続き方法	新規加入者の皆さま		ニチイグループ損害保険代理店サイト(http://www.nichiigakkan-ins.com)より「加入依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、8月20日までに郵送にて本社総務部総務課保険担当 (〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご送付ください。	既加入者の皆さま	継続加入を行う場合	「自転車総合保険加入依頼書 兼 契約内容確認書」のご提出は不要です。	継続加入を行わない場合	「加入依頼書兼契約内容確認書」に、【継続を希望しない場合】欄に署名のうえ、8月20日までにFAXまたは郵送にて本社総務部総務課保険担当(〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご連絡ください。
ご加入対象者		お手続き方法												
新規加入者の皆さま		ニチイグループ損害保険代理店サイト(http://www.nichiigakkan-ins.com)より「加入依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、8月20日までに郵送にて本社総務部総務課保険担当 (〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご送付ください。												
既加入者の皆さま	継続加入を行う場合	「自転車総合保険加入依頼書 兼 契約内容確認書」のご提出は不要です。												
	継続加入を行わない場合	「加入依頼書兼契約内容確認書」に、【継続を希望しない場合】欄に署名のうえ、8月20日までにFAXまたは郵送にて本社総務部総務課保険担当(〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9)へご連絡ください。												
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。 その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から令和4年9月1日午後4時までとなります。 保険料につきましては、ご契約開始前月の20日までに、上欄のお支払方法に記載の口座へお払込みください。													
中途脱退	この保険の解約を希望される場合は、ニチイホールディングス総務部総務課保険担当までご連絡ください。													
その他ご注意	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることとなりますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。													
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。													

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内のみ補償）	死亡保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^{（※1）} を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（※2）} のないもの
	後遺障害保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）	
	通院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等 ^{（※）} を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
賠償責任（国内のみ補償）	賠償責任（注）	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^{（※1）} を運行不能にさせたこと等によって、被保険者 ^{（※2）} が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 （※1）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 （※2）被保険者とは次の方をいいます。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

（注）補償内容が同様のご契約^{（※1）}が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^{（※2）}。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分）にかけります。を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
(注) 日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③ 傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、休業損害証明書、源泉徴収票 など ② 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

5.事故がおきた場合の取扱い（続き）

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
 - (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。
- (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

株式会社 ニチイホールディングス
総務部 総務課 保険担当
〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9
TEL: 03-3291-5899 FAX: 03-3291-6886
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
金融法人第二部 営業第二課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03-3231-3654 FAX: 03-6860-2712
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■ 事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

※ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※ 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。